

割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書
(年末現在)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び

代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

- 1. 一般政府 2. 銀行(銀行勘定) 3. 銀行(信託勘定)
- 4. 信託銀行(銀行勘定) 5. 信託銀行(信託勘定) 6. 生命保険会社
- 7. 損害保険会社 8. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人
- 9. 金融商品取引業者 10. 中央銀行 11. その他

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(該当分に○)

自己分

保護預り分 [1 居住者 < 一般政府、銀行(銀行勘定)、信託銀行(銀行勘定)、生命保険会社、損害保険会社、
投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、金融商品取引業者、中央銀行、その他 >]

[2 非居住者 < 所在国又は地域 = >]

(単位：千通貨単位)

銘柄	発行体 部門コード*	所在国又は地域	通貨	保有残高	利回り (年率%)

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 3 本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、居住者については投資家の部門別(業態別)、非居住者については所在国又は地域別にそれぞれ別葉で作成すること。
 4 非居住者からの保護預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード(1銀行 2その他金融機関 3一般政府 5その他)を付すこと。

「割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2024年12月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者（注2）のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）

（注1）ト 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

チ 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

（注2）1月から12月までの間に100億円相当額を超えた月が一度でもあれば該当。

（注3）「短資業者」は、金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項、第14条の2第3項、第14条の3第3項（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第22条第3項（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第22条第4項（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60 番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にはんばし蔵前郵便局私書箱 30 号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）

- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告の対象

外為法第 6 条第 1 項第 11 号に規定する証券のうち「割引の方法により発行された公債と社債」（以下「割引債」という）であって、報告を要する者が保有（自己名義で非居住者に寄託している分を含む）する非居住者発行の割引債並びに非居住者からの保護預りを行っている居住者発行の割引債及び居住者からの保護預りを行っている非居住者発行の割引債に関する 12 月末時点の残高。

ただし、発行から償還までの期間が 1 年以内（残存期間ではない）の割引債（例えば、日本政府が発行する国庫短期証券）は、12 月末時点で残高があっても報告を要しない。

（留意事項 1）割引債とは利子の支払がなく償還期限までの利子相当額をあらかじめ額面金額から差し引いて発行する債券。これに対し、利付債は各利払期の利息支払を約束する利札（クーポン）が付された債券。なお、利率がゼロ％で発行された債券（例えばワラント債、転換社債等）は、額面を下回る価格で発行された場合でも、割引債には該当しないので本報告の対象外。

（留意事項 2）元本と利札を分離した利付債（いわゆるストリップス債）は元本、利札とも割引債に該当。

（留意事項 3）コマーシャルペーパーは、外為法上は証券と定義されているが「公債、社債」に該当しないので本報告の対象外。

（留意事項 4）12 月末日に償還、譲渡された割引債は対象外。

8. 記入の方法と留意点

（1）報告年月日等は、西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

（2）報告者は、法人名称及び代表者の氏名を記入するとともに、該当する報告者の区分に丸を付すこと。代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

（3）「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）の氏名を記入すること。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。また、報告者又は代理人の担当者氏名及び電話番号を記入すること。

（4）「自己分」と「保護預り分」は別葉（該当個所に丸を付す）とし、報告対象となる割引債（7. 参照）を銘柄毎に集計して記入すること。なお、記入欄が不足する場合は、本様式を用いて別葉とするか、別用紙に銘柄等の欄のみを記入し次葉として報告してもよい。

イ. 「自己分」は非居住者が発行した割引債のうち、自らが保有している分（他の居住者に寄託している分は含まない）と、非居住者に自己名義で寄託している分を合計すること。ただし、報告者の区分が、3. 銀行（信託勘定）と 5. 信託銀行（信託勘定）の場合は、投資信託分も含め全て「自己分」として報告すること。

ロ. 「保護預り分」は、居住者から保護預りしている非居住者発行の割引債と、非居住者から保護預りしている居住者発行の割引債をまず別葉としたうえで、次の内容毎にさらに別葉とすること。ただし、他の居住者に保管を再委託した割引債は報告を要しない。

（イ）居住者からの保護預り分（非居住者発行割引債）は、寄託している投資家が属する業態別（該当するものに丸を付す）とすること。

- (ロ) 非居住者からの保護預り分（居住者発行割引債）は、寄託している投資家の所在国又は地域別（報告省令別表第2に掲げる国又は地域名を記入）とすること。
- (5) 「銘柄」欄は、回号、記号の付記を省略して差し支えない。
- (6) 「発行体部門コード」欄は、非居住者からの保護預りに係る報告分（(4)ロ、(ロ)）のみ記入すること。発行体（居住者）の部門は「1. 銀行」、「2. その他金融機関」、「3. 一般政府」、「5. その他」から選択し、該当するコード番号（1、2、3又は5）を記入すること。
- (7) 「所在国又は地域」欄は、発行体の所在国又は地域名（報告省令別表第2に定める国又は地域）を記入すること。なお、国際機関については、所在国の名称ではなく「国際機関」と記入すること。
- (8) 「通貨」欄は、額面通貨を記入すること。なお、二重通貨債券の場合には発行時の通貨を記入すること。
- (9) 「保有残高」欄は、額面金額を発行通貨毎に集計し、千通貨単位（単位未満四捨五入）で記入すること。ただし、四捨五入の結果が「0」の場合は、「銘柄」以下全項目に亘り記入を要しない。
- (10) 「利回り（年率%）」欄は、銘柄毎に12月末時点の利回りを適宜の方法で算出（小数点第4位以下は切り捨て、第3位まで記入）すること。なお、利回りの算出は、原則として複利によること。

参考までに以下に計算式を例示する。

<複利による計算式の例>

$$\text{複利} = N \sqrt[N]{\frac{100}{\text{債券価格（時価）}}} - 1$$

<単利による計算式の例>

$$\text{単利} = \frac{(100 - \text{債券価格})}{\text{購入から償還までの年数} \times \text{債券価格（簿価）}}$$

(注) N = 当該月末から償還までの年数

(11) 記入対象が全くない場合の報告方法

イ. 残高を四捨五入した結果、全銘柄において「0」となる場合

保有残高欄に「0」と記入（一箇所）して報告すること（自己分と保護預り分の区分不要）。

ロ. 報告対象となる割引債の残高が全くない場合

(イ) 報告省令第21条の規定により「証券売買契約状況等報告書」（別紙様式第14）を毎営業日提出している者は、保有残高欄に「該当なし」と記載して報告すること（自己分と保護預り分の区分不要）。

(ロ) (イ)に該当しない者は、報告書の提出を要しない。